

小牧市交通安全・防犯対策協議会委員委嘱状交付式

日時 令和元年7月25日（木）午前10時～
場所 小牧市役所 東庁舎 5階 大会議室

- 1 市民憲章唱和
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 小牧警察署長挨拶

.....

令和元年度第1回小牧市交通安全・防犯対策協議会

- 1 会長及び副会長の選出
- 2 報告
 - (1) 小牧市における交通事故及び犯罪発生状況について
 - (2) 平成30年度の小牧市における交通防犯に関する取り組みについて
 - (3) 今年度の取組事項について
 - ① 防犯灯のLED化推進と市での維持管理について
 - ② 通学路等における防犯カメラの設置について
 - ③ 巡回バスにおける交通安全ポスターのラッピングについて
- 3 議題 防犯対策補助金制度の見直しについて
- 4 その他

小牧市交通安全・防犯対策協議会

	団体名	氏名	フリガナ
1	交通安全協会小牧支部	中村 明	ナカムラ アキラ
2	小牧安全運転管理協議会	落合 俊克	オチアイ トシカツ
3	小牧市交通委員連絡協議会	園田 條元	ソノダ サダモト
4	子どもと高齢者を交通事故から守る会	佐藤 今日子	サトウ キヨウコ
5	小牧防犯協会連合会	野々川 和明	ノガワ カズアキ
6	小牧工場事業場防犯協会	長谷川 幸彦	ハセガワ ユキヒコ
7	小牧少年補導委員会	加藤 隆明	カトウ タクアキ
8	小牧市保護区保護司会	宮田 博	ミヤタ ヒロシ
9	小牧市生徒指導連絡協議会	采女 隆一	ウネメ リュウイチ
10	小牧市区長会連合会	水草 貴裕	ミズクサ タカヒロ
11	小牧市女性の会	梶田 久美子	カジタ クミコ
12	小牧市更生保護女性会	城所 絹代	キドコロ キヌヨ
13	小牧市社会福祉協議会	松岡 和宏	マツオカ カズヒロ
14	小牧商工会議所	平林 克之	ヒラバヤシ カツユキ
15	小牧小中学校PTA連絡協議会	福田 勇一郎	フクタ ユウイチロウ
16	小牧市老人クラブ連合会	服部 勲	ハットリ イサオ
17	安全なまちづくり推進指導員	林 泰治	ハヤシ タイジ
18	公募委員	一戸 貢	イチノヘ ミツグ
19	公募委員	舟橋 精一	フナハシ セイイチ
20	公募委員	中村 豊子	ナカムラ トヨコ

○小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例

平成15年3月28日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、交通安全及び防犯の推進について、その基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通安全及び防犯の推進に関する施策（以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、市民が現在及び将来にわたり安全に、かつ、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民及び事業者は、それぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、協働して施策を実施しなければならない。

2 市、市民及び事業者は、交通事故及び犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらを継承していくよう努めなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映させなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、常に交通安全及び防犯に関する知識及び技術を習得し、並びに身辺の点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、交通事故及び犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助及び安全確保のため積極的な活動をしなければならない。

3 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、常に交通安全に配慮し、従業員の交通安全意識及び交通マナーの向上に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、常に防犯に関する知識及び技術を習得し、防犯に係る点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、交通事故及び犯罪の発生時においては、その能力を活用して、被害者の救助及び安全確保のため積極的な活動をしなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力しなければならない。

(良好な生活環境の整備等)

第6条 市は、交通安全及び防犯を推進するため、交通安全及び防犯を目的とする施設の整備及び巡回その他の良好な生活環境の整備等を促進しなければならない。

2 市は、前項に規定する良好な生活環境の整備等を促進するため必要があると認められるときは、関係行政機関に対し必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(教育の推進)

第7条 市は、交通安全及び防犯の意識の高揚を図るため、家庭、学校、職場、地域等における交通安全及び防犯に関する教育の推進に努めなければならない。

(広報啓発活動及び情報の提供)

第8条 市は、市民及び事業者に対し、交通安全及び防犯に関する広報啓発活動を積極的に実施するとともに必要な情報を提供しなければならない。

(小牧市交通安全・防犯対策協議会の設置)

第9条 基本理念にのっとり、交通安全及び防犯に関する対策を協議する

ため小牧市交通安全・防犯対策協議会（以下「対策協議会」という。）を置く。

2 対策協議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 交通安全活動に積極的に取り組む団体を代表する者
- (2) 防犯活動に積極的に取り組む団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 対策協議会は、市長の諮問に応じ、交通安全及び防犯に関する対策を協議するほか、必要な事項について市長に意見を述べることができる。

6 この条に定めるもののほか、対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(非常事態発生時の措置)

第10条 市長は、交通事故又は犯罪が多発した場合において、関係団体等と協議して必要があると認めるときは、非常事態宣言を発令し、交通事故又は犯罪を防止するため必要な措置を講じなければならない。
(団体への助成)

第11条 市は、交通安全及び防犯の推進に関する活動を行う団体に対し、助成を行うことができる。
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○小牧市交通安全・防犯対策協議会規則

平成15年5月12日

規則第23号

改正 平成19年12月27日規則第52号

平成26年2月13日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例（平成15年小牧市条例第6号）第9条第6項の規定に基づき、小牧市交通安全・防犯対策協議会（以下「対策協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 対策協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、対策協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第3条 対策協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策協議会の会議は、会長が招集する。

2 対策協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 対策協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 対策協議会は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 対策協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(庶務)

第6条 対策協議会の庶務は、市民生活部市民安全課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は、会長が対策協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平成19年規則第52号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 報告

(1) 小牧市における交通事故及び犯罪発生状況について

(2) 平成30年度における小牧市の取組みについて

① 交通安全対策事業

・交通安全教室

開催回数	31回
対象者	高齢者、幼児、小学生、一般など延べ3,000名
主な内容	歩行時や自転車走行時の注意、交通ルールの説明等

・交通安全街頭キャンペーン等

開催回数	21回
主な内容	四季の交通安全運動、飲酒運転根絶、シートベルト着用の徹底、自転車マナーの向上、高齢者事故防止、夕暮れ時ライト点灯、夜光反射材着用などをテーマとした街頭啓発活動

・その他広報活動

- (1) 交通安全の啓発に関する動画を庁舎内で放映
- (2) 広報こまき及び市ホームページによる情報発信
- (3) 運転免許証の自主返納についての案内を配布（各市民センター等）
- (4) 高齢ドライバー事故防止のための安全運転サポート車講習会の開催

② 防犯対策事業

・防犯教室

開催回数	15回
対象者	高齢者、一般など延べ474名
主な内容	住宅対象侵入盗や特殊詐欺対策等

・防犯街頭キャンペーン等

開催回数	8回
主な内容	四季の安全なまちづくり県民運動、金融機関での啓発活動（特殊詐欺対策のため、年金支給日に合わせて実施）、特殊詐欺、住宅対象侵入盗、自動車関連盗等をテーマとした街頭啓発活動

・その他防犯対策に関する広報・啓発活動

- (1) 広報こまき、市ホームページ等による情報発信
- (2) ドライブレコーダーの設置に関するマグネットを配布

・防犯対策に係る補助金

○防犯対策補助金

内 容	30年度		29年度	
	交付実績	金額	交付実績	金額
防犯意識の高揚を図るため、防犯対策を施工した世帯主に対する補助 (対策費の2分の1の額で上限は1万円)	202件	1,908,800円	169件	1,621,100円

○防犯灯維持管理費補助金

内 容	30年度		29年度	
	交付実績	金額	交付実績	金額
区で維持管理している防犯灯に対する補助	電気料金 (10,302灯)	円 27,003,251	電気料金 (10,184灯)	円 26,772,024
	修繕料	20,495,089	修繕料	33,145,317
	合 計	47,498,340	合 計	59,917,341

○防犯灯設置事業費補助金

内 容	3 0 年度		2 9 年度	
	交付実績	金 額	交付実績	金 額
区が設置する防犯灯に対する補助	申請 63 件 灯数 94 灯	4,834,628 円	申請 94 件 灯数 168 灯	8,051,304 円

○安全安心まちづくり活動費補助金

内 容	3 0 年度		2 9 年度	
	交付実績	金 額	交付実績	金 額
市民が安全で安心して生活できるまちづくり推進のために活動する団体に対する補助	71 件	7,250,591 円	69 件	6,880,268 円

※新規 1 団体につき 20 万円が上限、継続 1 団体につき 10 万円が上限

○防犯カメラ設置費補助金

内 容	3 0 年度		2 9 年度	
	交付実績	金 額	交付実績	金 額
小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金：商業施設等の駐車場等に防犯カメラを設置する事業者に対する補助 (防犯カメラ及び録画機の購入に係る費用の 1/2 (上限 30 万円))	2	439,000	5	1,196,000
小牧市地域防犯カメラ等設置補助金：道路等の公共空間に防犯カメラを設置する区に対する補助 (防犯カメラ及び録画機の購入及び設置に係る費用の 1/2 (上限 20 万円))	3	527,000	7	1,143,000
計	5	966,000	12	2,339,000

《参考》

年	2 7	2 8	2 9	3 0
刑法犯認知件数	1,871	1,767	1,672	1,374
うち特殊詐欺	32	10	32	6

(3) 今年度の取組事項について

① 防犯灯のLED化推進と市での維持管理について

昨年度に実施した防犯灯設置状況調査結果に基づき、令和元年10月頃から蛍光管防犯灯の全てを順次LED防犯灯に交換し、令和2年2月末までに終了する予定です。

現在、区で行っている防犯灯の設置・維持管理を令和元年10月より、市で行います。

《参考：既存の防犯灯の数量》※平成31年3月31日現在

	蛍光灯その他	LED灯	合計
合計	4,626	5,930	10,556

② 通学路等における防犯カメラの設置について

昨年度、国が策定した「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時における子どもの安全を確保するため、通学路を中心とした市内100ヶ所に防犯カメラを設置します。

令和元年11月頃から順次防犯カメラの設置を行い、令和2年3月から運用を開始する予定です。

③ 巡回バスにおける交通安全ポスターのラッピングについて

市内の様々な場所を走る巡回バスに、交通安全を呼びかけるポスターをラッピングすることで、多くの市民に広報・啓発を行います。

市内小中学校の児童生徒に募集を呼びかけ、提出作品から選出された特別賞7作品を令和元年12月より1年間、巡回バスの車体にラッピングします。

9月初旬に各学校を通じて提出された作品について、第2回の小牧市交通安全・防犯対策協議会で委員の皆様に審査を行っていただく予定です。

《参考：ポスターのラッピング箇所について》



この部分に、ポスターをラッピングします。

3 議題

防犯対策補助金制度の見直しについて

防犯対策補助金は、平成16年度より事業を実施しており、今年度で16年目を迎える、令和元年6月末現在で延べ7,719世帯に補助金を交付しています。

本補助金は、住居、自家用駐車場及び自家用車両に対する侵入盗及び盗難被害等の減少のために実施した防犯対策に要する経費の2分の1（※上限は、10,000円）を補助経費として、各世帯1回限り補助を行っています。

しかし近年では、特殊詐欺の増加及び多様化並びに防犯対策につながる物品の開発・普及が進むなど、侵入盗及び盗難に限らず、幅広く防犯対策を行う必要性が出てきました。

そのため、現在、補助対象としている物品等を見直したいと考えています。

【現在、補助対象としている物品】

(1) 住居への実施

- ・防犯カメラ、センサーライトの取り付け
- ・テレビ付インターホンの取り付け
- ・防犯砂利の敷設
- ・玄関や勝手口等のドアや戸への補助錠、サムターンカバー及びガードプレートの取り付け並びに錠の交換
- ・窓サッシへの補助錠、格子の取り付け
- ・窓ガラスの防犯ガラスへの交換、防犯フィルムの取り付け

(2) 自家用駐車場への実施

- ・防犯カメラ、センサーライトの取り付け

(3) 自家用車両への実施

- ・ハンドルロックカバー、盗難防止装置等の取り付け

【今後、補助対象とする物品の案】

(1) 住居への実施

- ・防犯カメラ、センサーライト
- ・録画機能付インターホンの取り付け
- ・窓サッシへの格子の取り付け
- ・電話機への迷惑電話防止装置（特殊詐欺対策）の取り付け
※本体購入費及び設置費に限る。
※リース代や保守管理費は補助対象外とする。

(2) 自家用駐車場への実施

- ・防犯カメラ、センサーライトの取り付け

《参考》過去3年間に交付対象となった主な物品の内訳

	テレビ付 インター ホン	鍵関係	センサー ライト	防犯カメ ラ	フィル ム、ガラ ス	格子	防犯 砂利
30年度	106	44	23	12	1	4	2
29年度	62	53	31	7	4	6	2
28年度	59	59	36	12	4	2	2
小計	227	156	90	31	9	12	6